計画作成年度	令和5年度~令和7年度
計画主体	江津市

江津市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担 当 部 署 名:島根県江津市農林水産課

所 在 地:島根県江津市江津町 1016 番地 4

電 話 番 号: 0855-52-7956 F A X 番 号: 0855-52-1365

メールアドレス: norinsuisan@city.gotsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、ヌートリア、カラス、ツキノワグマ、カワウ、アライグマ、
	シカ、サギ
計画期間	令和5年度~令和7年度
対象地域	島根県江津市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の状況(令和3年度)

自訟の呑叛	被害の現状	
鳥獣の種類	品目	被害数値
イノシシ	水稲	1,891千円、3.6ha
	野菜	0千円、0. 1 h a
	芋類	0千円、0. 1 h a
	豆類	0千円、0.1ha
サル	水稲	281千円、5.98ha
シカ	広葉樹	500千円、1ha
カラス	果樹	0千円、0.1ha
カワウ	魚類(アユ等)	3,922千円
サギ	魚類(アユ等)	2,866千円
ヌートリア	水稲	0千円、0.1ha

(2)被害の傾向

①イノシシ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
水稲			←										市内全域
野菜			•			-							市内全域
穀物類			◀										市内全域
いも類		•	-	•				•	•				市内全域
その他	•												市内全域

(イ)被害状況

- ・最大の被害は水稲で、穂の食害の他にも踏み荒らしやヌタウチによる稲の倒伏。被害区域は全市的。
- ・いも類の食害が収穫期の6月、10月~12月に家庭菜園等で被害が発生。
- ・畑、水田畦畔、鳥獣保護区内の自然体験活動施設等では、ミミズや昆虫等を求め年中掘り返す植生 被害がある。また、近年は市街地への出没が多発し、捕獲対策が難航。

(ウ) 生息状況

・捕獲数は年々増加しているが、生息数の減少は認められない。

②サル

(ア)被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
いも類		ţ		*				+		•			市内全域
野菜		•	•										市内全域
果樹				•	-								市内全域
その他	•											-	市内全域

(イ)被害状況

- ・被害は通年発生するが、野菜については、春季及び秋季が多い。
- ・市街地に数匹の群れ、または1匹のはぐれザルが出没し、住民生活に不安を与える。

(ウ) 生息状況

・群の構成(推定値)

☆桜江町区域:3つの群があり、その群は50頭、50頭、30頭で構成。

☆旧江津市区域:旧江津市と隣接する旧温泉津町を行き来する1群があり、30頭で構成。

旧江津市と桜江町を行き来する2つの群があり、50頭、30頭で構成。

・当市には、6つの群があり、240頭が生息しているものと推定。

③ヌートリア

(ア)被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
			4										
水稲		`											市内全域

(イ)被害状況

- ・水稲被害が主で、成長期の葉や茎の食害、幼苗の押し倒し等。
- (ウ) 生息状況
 - ・市内の主な水系すべてに目撃情報が寄せられ、市街地においても、耕作放棄地となった泥沼池に生 息する等、生息域は拡大傾向にある。

④アライグマ

被害実態は見えていないが、県の調査によればほぼ県下全域で生息が確認されており今後の生息域 拡大、被害拡大が懸念される。

⑤カラス

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
EB 1+1	4												++ < +
果樹	_												市内全域

(イ)被害状況

- ・果樹 (みかんの被害が発生) 被害が主。
- ・畑に捨てられる残飯が誘引物となり、周辺の農作物へ被害を与える。
- ・農村部の田畑はもとより、市街地の家庭菜園(豆類等)への被害が多発、被害は増加傾向。

(ウ) 生息状況

・山間部と海岸部に集中して生息。

⑥ツキノワグマ

(ア)被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
果樹							—	-					市内全域
蜜胴							—	-	•				市内全域
堅果類							←	-	•				市内全域
その他・	•											-	市内全域

(イ)被害状況

- ・果樹については、主に柿、栗への食害が夏から秋にかけて市内全域で発生している。
- ・蜜胴については、秋に人家付近または養蜂箱設置場所に発生している。

(ウ) 生息状況

・令和3年度におけるツキノワグマの捕獲・目撃情報(島根県・広島県・山口県データ)によれば広島県北西部、島根県中央から西部、山口県東部の県境沿いの西中国山地を中心に分布していた。江津市においては目撃情報等が各地区から報告されており市全域に生息していると思われる。

⑦カワウ

(ア)被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
魚類		-				•		-			←		江の川

(イ)被害状況

・ 魚類 (アユ等) の食害は深刻。

(ウ) 生息状況

- ・市内の中央を流れる江の川や八戸川に生息し、特に川越、松川地区の江の川右岸の竹林にはコロニーが点在。
- (エ) 江の川漁協は、R3年度の年間被害額が約392万円。

8サギ

(ア)被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
魚類						•		-			↓		江の川

(イ)被害状況

・魚類(アユ等)の食害は深刻。

(ウ) 生息状況

- ・市内の中央を流れる江の川や八戸川に生息し、特に川越、松川地区の江の川右岸の竹林にはコロニーが点在。
- (エ) 江の川漁協は、R3年度の年間被害額が約286万円。

⑨シカ

(ア) 被害発生時期及び区域

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区域
広葉樹苗						•			→				江津市

(イ)被害状況

・シカによる広葉樹苗の食害あり。

(ウ) 生息状況

- ・H30~R3年の間に10頭前後の捕獲がある。今後シカの被害が増えるものと予想される。
- (エ) 江津市森林組合は、R3年度の年間被害額が約50万円。

(3)被害の軽減目標

(ア)被害金額

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
イノシシ	1,891千円	1,324千円
サル	281千円	197千円
ヌートリア	0 千円	0千円
カラス	0 千円	0千円
カワウ	3,922千円	2,746千円
サギ	2,866千円	2,007千円
シカ	500千円	350千円
合計	9,460千円	6,624千円

(イ)被害面積

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
イノシシ	3.6 h a	2.7 h a
サル	5. 98ha	4. 18ha
ヌートリア	0. 1 h a	0. 0 h a
カラス	0. 1 h a	0. 0 h a
カワウ	_	_
シカ	1. 0 h a	0.7ha
合計	10.78ha	7. 58ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・狩猟免許取得者を対象に公募をかけ、有害鳥	・捕獲班員の高齢化、担い手不
	獣捕獲班員を募り、捕獲班を編成。桜江町との	足、捕獲経費の増大、鳥獣の出

合併を機に組織を一本化し、統括班長の下、3 班9支部を編成し、今年度は71名の班員が支 部において被害対応を行う。

- ・捕獲班に統括班長他 15 名の役員を選任。それぞれの職務、職責を要綱に規定し、年 5 回程度役員会を開催する。班の事業方針等の協議・決定を行う。決定した事項は、年 1 回全班員を対象にした説明会を開催し、組織強化、情報の共有化を図っている。
- ・箱ワナの購入に際し、地域での取り組みを推進するため、3戸以上の地域農業者集団と捕獲班員の管理体制を要件に、1基当たり 2/3 または 18万円を上限に補助金を交付。
- ・捕獲班員の円滑な捕獲活動を促すため、イノシン等の捕獲奨励鳥獣に奨励金を交付。

(イノシシ) 5,000 円/頭

(サル) 20,000円/頭

(シカ) 10,000 円/頭

(カラス) 1.600 円/羽

(ヌートリア) 2,000 円/匹

- ・野生鳥獣の個体数増加による被害の深刻化、 広域化に対応するため、捕獲班員の捕獲活動の 更なる強化や地域の実情に応じたきめ細やか な侵入防止による集中的かつ効果的な被害対 策を行う。
- ・捕獲活動中における事故等に対応するため、 捕獲班員全員を保険に加入。
- ・被害が深刻な地域においては江津市鳥獣被害 対策協議会で檻を購入し、捕獲班に設置等の依 頼をしている。

没範囲の拡大。捕獲体制強化の ためICT機器導入推進、自衛捕獲 推進。

※現在平均年齢は68歳

・被害現場に関わる組織が個別 に対応していることから、被害 情報が各組織に点在、一元化し た情報管理が必要。

防護柵の設置等に関 する取組

- ・1a以上の田畑に、鳥獣防護柵を設置する農家に対して、資材の1/3を補助。なお、電気柵においては10a以上で連坦する農耕地を対象とする場合は、2/3補助
- ・平成20年度から平成30年度、令和3年度の 12カ年で鳥獣害防止柵設置事業を導入

年度	地区数	距離(m)
H20	8	9, 526

- ・交付金制度の12カ年で市内一円の農地をほぼカバーしたが、 老朽化した柵が問題となっており、財産処分制限期間が過ぎた 地域からの要望で今後更新予定。
- ・長距離・広域防護柵設置により設置後の柵管理が十分に行え

	H21	11	22, 446	ていなかった。
	H22	6	15, 782	
	H23	2	14, 779	
	H24	11	29, 316	
	H25	13	26, 747	
	H26	8	14, 583	
	H27	5	12, 932	
	H28	4	6, 154	
	H29	8	11, 186	
	H30	1	2, 540	
	R3	2	2,000	
生息環境管理その他	・波積町本郷地区 (H21)、跡市地区 (H20,21、		・放任果樹の除去等の重要性が	
の取組	22) の2地区において、緩衝帯を設置。		十分に普及していない。	
	・鳥獣の出没が多い地域において放任果樹の除			
	去を呼びかけしている。			

(5) 今後の取組方針

1. 被害状況の把握

・被害状況の把握は、水稲については関係団体からの情報提供、畑等については住民からの連絡を受け 市職員が現地調査を行うのが主で、潜在的被害は相当数あるものと想定され、地域や関係機関が一体 となり、被害状況の適切な把握を行う。

2. 情報の共有化

・被害現場に関わる組織・団体だけの個別対応を避け、関係機関・地域が一体となった被害対応・対策を検討・協議。

3.「捕獲」依存体質からの脱却

・被害額は横ばいで推移するが、捕獲数は増加傾向にある。対処療法的捕獲対策となっていないか抜本 的な見直しを進める。

4. 「捕獲」と「防御」両面対策の推進

- ・箱ワナによる「捕獲」と防護柵の設置による「防御」の推進。
- ・捕獲に係る労力軽減のためICT機器の活用を推進。
- ・市内の狩猟免許取得者を増やすために、事前講習会への参加を促し捕獲班参加を条件に講習会参加費 用を助成。捕獲班員の担い手づくりと組織強化を図る。
- ・捕獲体制強化ため、研修会等を実施し、農業者等の自衛捕獲者増加の取組を支援する。
- ・農地から離れた位置に設置していた長距離・広域防護柵から、農地を囲う様に防護柵を設置する。
- ・柵設置後の定期的な草刈り等の環境整備、維持、点検、修繕の徹底を促す。

5. 地域ぐるみの被害対策の確立と農村集落の維持

・20年、30年後に、子供たち・地域住民が安心してくらせる将来、また、安心して農業に取り組める将来を担保した持続可能な鳥獣対策システムの確立。

- ・防護柵などの設置・管理や農地周辺の草刈りなどの環境整備を地域ぐるみで行う。
- ・農地を地域で適切に維持、守ることが可能な枠組みを設定し、それに適した防除方法・捕獲対策を地域住民と議論。
 - →多面的機能支払交付金事業または中山間地域等直接支払制度に取り組む団体との連携。
- ・鳥獣被害防止総合対策事業を活用、整備した地区を"被害ゼロ地域"として、近隣地区への普及・展開を図る。
- ・中山間地域居住者にとっては、鳥獣対策は切実な問題。「鳥獣からいかに地域を守るか」は「自分たちの集落をいかに守るか」というテーマに直結するものであり、地域での被害対策の確立を目指し議論することで、地域集落の維持につなげる。
- ・サル対策として追い払い用花火の講習会参加の推進。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

江津市鳥獣被害対策実施隊	・既存の江津市有害鳥獣捕獲班を中心に鳥獣被害実施隊の設置及び対象
	鳥獣捕獲員の任命等を行っている。
自衛捕獲	・捕獲班に依存せず個人の農地、集落を守る。

(2) その他捕獲に関する取組み

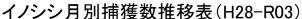
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ・サル・ヌートリア・カ	・協議会において、有効な捕獲対策を十分に検討
	ラス・カワウ・アライグマ・シカ・	した上で、「被害発生→捕獲活動→捕獲」まで
	サギ	の一連のプロセスが円滑に進むように地域との
		情報交換、連携を強化する。
		・狩猟免許取得事前講習会への参加を促し、狩猟
		者の確保とともに市捕獲班への参加を呼びかけ
		る。
		・箱わなの設置要望のあった地区に対し、導入を
		図り、市有害鳥獣捕獲班と連携の上に、捕獲対
		策を推進する。
		・捕獲班員の高齢化、担い手不足、捕獲経費の増
		大、鳥獣の出没範囲の拡大。捕獲体制強化のた
		め ICT 機器導入推進、自衛捕獲推進。
令和6年度	イノシシ・サル・ヌートリア・カ	・協議会において、有効な捕獲対策を十分に検討
	ラス・カワウ・アライグマ・シカ・	した上で、「被害発生→捕獲活動→捕獲」まで
	サギ	の一連のプロセスが円滑に進むように地域との
		情報交換、連携を強化する。
		・狩猟免許取得事前講習会への参加を促し、狩猟
		者の確保とともに市捕獲班への参加を呼びかけ
		る。

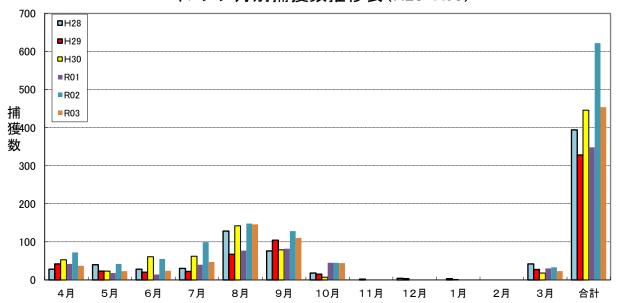
		 ・箱わなの設置要望のあった地区に対し、導入を図り、市有害鳥獣捕獲班と連携の上に、捕獲対策を推進する。 ・捕獲班員の高齢化、担い手不足、捕獲経費の増大、鳥獣の出没範囲の拡大。捕獲体制強化のためICT機器導入推進、自衛捕獲推進。
令和7年度	イノシシ・サル・ヌートリア・カ ラス・カワウ・アライグマ・シカ・ サギ	・協議会において、有効な捕獲対策を十分に検討した上で、「被害発生→捕獲活動→捕獲」までの一連のプロセスが円滑に進むように地域との情報交換、連携を強化する。 ・狩猟免許取得事前講習会への参加を促し、狩猟者の確保とともに市捕獲班への参加を呼びかける。 ・箱わなの設置要望のあった地区に対し、導入を図り、市有害鳥獣捕獲班と連携の上に、捕獲対策を推進する。 ・捕獲班員の高齢化、担い手不足、捕獲経費の増大、鳥獣の出没範囲の拡大。捕獲体制強化のためICT機器導入推進、自衛捕獲推進。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

①イノシシ



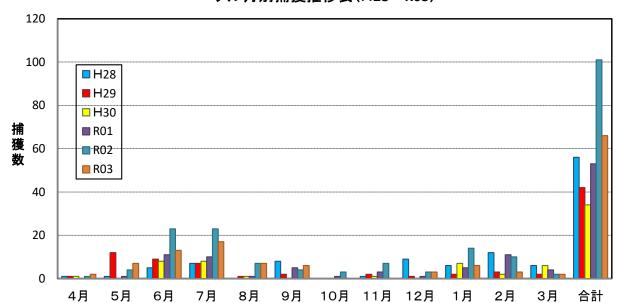


- ・年間捕獲頭数は、平成28年度394頭、平成29年度328頭、平成30年度446頭、令和元年度348頭、令和2年度622頭、令和3年度454頭であり、増減はあるが増加傾向にある。
- ・捕獲されたイノシシについて、平成28年度以降、捕獲頭数は増加であるが、生息頭数の減少を認めることはできない。
- ・獣被害におけるイノシシの割合は最も高く、引き続き捕獲を進めることが必要。
- ・島根県において、イノシシは特定鳥獣保護管理計画に指定され、狩猟を除く有害鳥獣捕獲及び個体数調整目的による捕獲目標配分は、過去3年平均で606頭となっている。
- ・以上を考慮し、箱ワナ等の活用を図り、令和5~7年度の捕獲計画数は、令和元年度から令和3年度の3年平均捕獲頭数頭を上回る480頭とする。



②サル

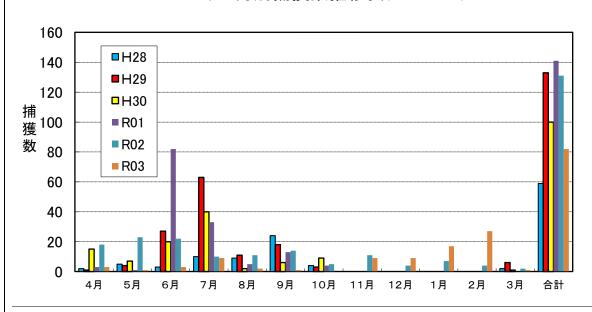
サル月別捕獲推移表(H28-R03)



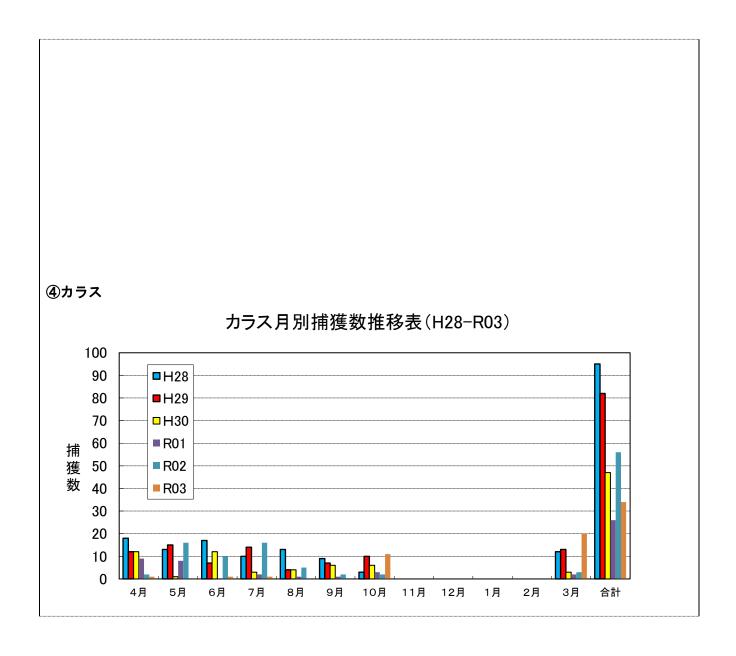
- ・年間捕獲頭数は、平成28年度56頭、平成29年度42頭、平成30年度43頭、令和元年度53頭、令和2年度101頭、令和3年度66頭であり、捕獲頭数は、平成28年度以降年平均60頭となっている。
- ・近年、捕獲数は増加傾向にあり、農作物被害のほか、市街地への出没により住民生活を脅かしている。
- ・市内における群れは、6群あり、約240頭が生息するものと推定されている。
- ・また、捕獲方法についても、群れの中の1頭または数頭を捕獲することで、かえって群れの分裂また は複雑化を招いているとされ、群れ単位での捕獲の方法検討とサルにとっての魅力のない餌場とする努 力が住民に求められる。
- ・今後も引き続き捕獲を強化することは必要であり、令和 $5\sim7$ 年度の捕獲計画数は、現状を上回る捕獲強化を図ることから、令和元年度から令和 3年度の 3年平均捕獲頭数 7 3頭を上回る 1 0 0頭とする。



ヌートリア月別捕獲数推移表(H28-R03)



- ・年間捕獲頭数は、平成28年59頭、平成29年度133頭、平成30年度240頭、令和元年度141頭、令和2年度131頭、令和3年度81頭であり、減少傾向にある。
- ・市内の主な水系全てで目撃されており、繁殖力の強いヌートリアの生態を考慮すると、生息数は急増 していると想定され、今後の農作物被害や住民生活への不安が懸念される。
- ・外来生物法により「特定外来生物」に指定されており、野外からの完全排除を図るため、捕獲対策の 強化を図る必要がある。
- ・令和5~7年度の捕獲計画数は、現状を上回る捕獲強化を図ることから、令和元年度から令和3年度の3年平均捕獲頭数117頭を、上回る160頭とする。



- ・年間捕獲頭数は、平成28年度95羽、平成29年度82羽、平成30年度47羽、令和元年度26 羽、令和2年度56羽、令和3年度34羽であり、減少傾向にある。
- ・積極的な予察捕獲により、捕獲数は減少しているが、海岸部に偏重した捕獲であり、山間部では、果樹等の被害は収束しない。
- ・今後も引き続き捕獲を継続するが、山間部への捕獲対策を強化していく。
- ・以上を考慮し、令和 $5 \sim 7$ 年度の捕獲計画数は、現状を上回る捕獲強化を図ることから、 1 2 0 羽とする。

⑤カワウ

- ・年間捕獲数は、平成22年35羽、平成23年度51羽、平成24年度4羽、平成25年度4羽、平成26年度111羽、平成27年度46羽、平成28年度143羽、平成29年度175羽、平成30年度96羽、令和元年度38羽、令和2年度45羽、令和3年度30羽であり平成19年度より、被害が顕著となり、捕獲対策を強化した。
- ・市内の中央を流れる江の川に生息し、特に川越地区や松川地区の江の川右岸竹林にはコロニーが点在、 アユ等の魚類の食害は深刻。
- ・以上を考慮し、捕獲計画数は60羽とする。

⑥サギ

- 捕獲実績はなし。
- ・市内の中央を流れる江の川に生息し、特に川越地区や松川地区の江の川右岸竹林にはコロニーが点在、 アユ等の魚類の食害は深刻。
- ・以上を考慮し、捕獲計画数は60羽とする。

(7)シカ

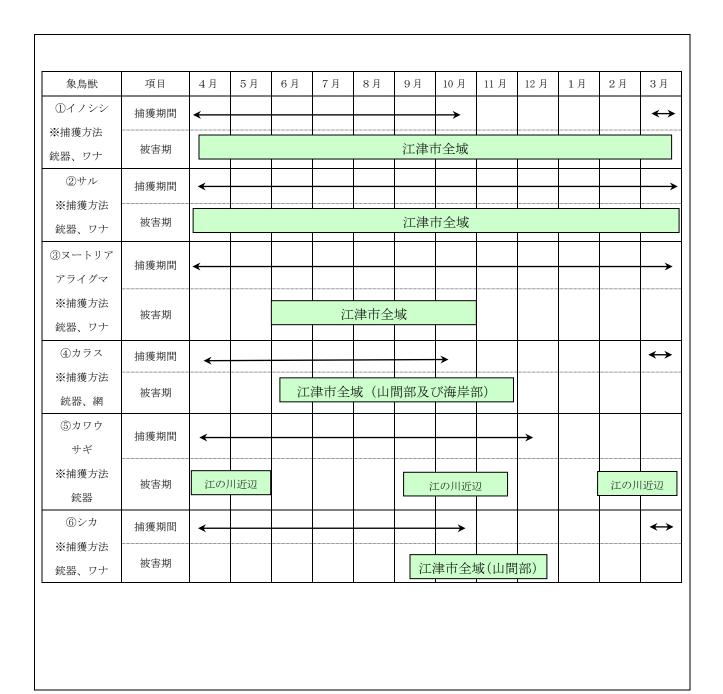
- ・年間捕獲頭数は平成29年度5頭、平成30年度11頭、令和元年度10頭、令和2年度9頭、令和3年度9頭であり、ほぼ横ばいの状態にある。
- ・広葉樹苗の食害あり、今後被害の拡大が予測される。

・以上を考慮し、捕獲計画数を30頭とする。

○対象鳥獣の捕獲計画まとめ

対象鳥獣	捕獲計画数等		
N 多 局	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	480	480	480
サル	100	100	100
ヌートリア	160	160	160
カラス	1 2 0	1 2 0	1 2 0
カワウ	6 0	6 0	6 0
サギ	6 0	6 0	6 0
シカ	3 0	3 0	3 0

捕獲等の取組内容



(4) 許可権限委任事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
刘参局歌	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、サル	・ワイヤーメッシュ柵 1,910m	・ワイヤーメッシュ柵 15,548m	・ワイヤーメッシュ柵 14,779m

(2) 進入防止柵の管理等に関する取組

侵入防止柵の管理等に関する取組

社 在自能	取組内容			
対象鳥獣	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
イノシシ、サル	収穫できずに放置さ	収穫できずに放置さ	収穫できずに放置さ	
	れた作物や果樹を地域	れた作物や果樹を地域	れた作物や果樹を地域	
	一体になって適切に管	一体になって適切に管	一体になって適切に管	
	理する。	理する。	理する。	
	鳥獣にとって"餌場価	鳥獣にとって"餌場価	鳥獣にとって"餌場価	
	値の低い集落づくり"創	値の低い集落づくり"創	値の低い集落づくり"創	
	出にむけ、住民参加によ	出にむけ、住民参加によ	出にむけ、住民参加によ	
	る集落環境整備を行う。	る集落環境整備を行う。	る集落環境整備を行う。	
	個々での追い払いか	個々での追い払いか	個々での追い払いか	
	ら、地域での追い払い体	ら、地域での追い払い体	ら、地域での追い払い体	
	制やその方法を確立し、	制やその方法を確立し、	制やその方法を確立し、	
	鳥獣が近寄りにくい環	鳥獣が近寄りにくい環	鳥獣が近寄りにくい環	
	境を整備する。	境を整備する。	境を整備する。	
	鳥獣害防止総合対策	鳥獣害防止総合対策	鳥獣害防止総合対策	
	事業を活用し、広域的防	事業を活用し、広域的防	事業を活用し、広域的防	
	護柵を設置した地域を	護柵を設置した地域を	護柵を設置した地域を	
	被害ゼロ地域として、近	被害ゼロ地域として、近	被害ゼロ地域として、近	
	隣地域に情報発信し、地	隣地域に情報発信し、地	隣地域に情報発信し、地	
	域ぐるみでの防除対策	域ぐるみでの防除対策	域ぐるみでの防除対策	
	を推進する。	を推進する。	を推進する。	
	定期的な柵の見回り、	定期的な柵の見回り、	定期的な柵の見回り、	
	草刈といった維持・管理	草刈りといった維持・管	草刈りといった維持・管	
	を住民主体で行う。	理を住民主体で行う。	理を住民主体で行う。	

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

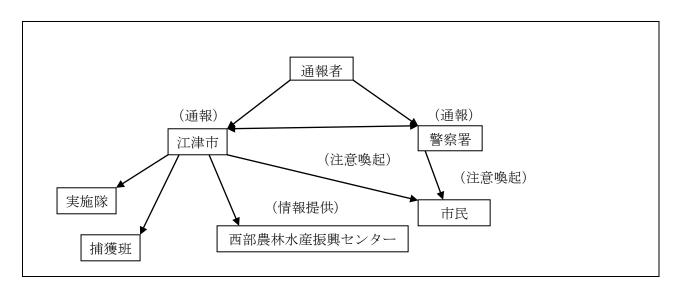
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、サル、シ	・住民主体となって鳥獣被害に取り組める様、江津市が行ってい
	カ、ツキノワグマ	る出前講座の利用を促進する。
令和6年度	イノシシ、サル、シ	・住民主体となって鳥獣被害に取り組める様、江津市が行ってい
	カ、ツキノワグマ	る出前講座の利用を促進する。
令和7年度	イノシシ、サル、シ	・住民主体となって鳥獣被害に取り組める様、江津市が行ってい
	カ、ツキノワグマ	る出前講座の利用を促進する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役 割
西部農林水産振興センター	被害防止活動の支援。
農林水産課	関係機関への情報提供及び収集を行う。
	市民に対し注意喚起を行い、被害防止活動支援を行う。
	実施隊・捕獲班と連携し、捕獲活動を行う。
江津警察署	生命・身体の保護、避難等に関する支援。
実施隊	市や捕獲班と連携し、捕獲活動を行う。
捕獲班	市や実施隊と連携し、捕獲活動を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



- 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
- ・捕獲されたイノシシ以外の鳥獣は、埋設処分又は焼却処分とする。
- ・イノシシについては、既存の処理加工施設があり、利活用できるイノシシについては本施設により加工するが、それ以外については、埋設処分又は焼却処分とする。
- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項 (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品

- ・処理加工施設は、保健所の基準に即した施設であり、食品衛生法による惣菜製造業の許可を備えた加工調理場も併設されている。これらは、イノシシを地域資源として、販売用や料理用に活用し、地域活性化を図るものである。地元高齢者は、昔ながらのイノシシ肉料理を伝承していることもあり、高齢者の活躍の場が生み出され、生きがい対策にもつながっている。
- ・処理したイノシシ肉を、販売加工グループ「浅利観光(榎木の郷)」がインターネットによる精肉販売やイノシシコロッケ等の加工食品を手がける活動は活発、好評。鳥獣害防止総合対策事業等の活用によって処理加工場を増設し、生産力向上、販売の促進ひいては地域の活性化につなげたい。
- ・さらに利用拡大を図るため、地域ぐるみでイノシシの利活用方法を考え、 市内飲食店での利活用や新商品開発、県外への販売促進に向けた、実施体 制を構築する。

(2) 処理加工施設の取組

- ・搬入体制確立のため江津市、浅利観光(株)、捕獲班で協議していく。
- ・搬入先の人材育成。
- ・浅利観光㈱が主体となって運営し、年間処理計画頭数(目標)は $150\sim200$ 頭とする。また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行っていく。
- (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組
- ・ジビエ先進地で研修や実習等を行い技術、知識等の向上を図る。従来の捕獲から搬入体制ではなく、 画一的な方法、衛生的な方法のジビエハンターの考え方を取り入れた搬入体制が構築できるよう研修等 を行っていく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	江津市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
島根県農業協同組合いわみ中央地区本	市内の営農(技術)指導及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
部江津支店・島根県農業協同組合島根お	
おち地区本部桜江支店	
島根農業共済組合浜田支所・邑智支所	水稲被害に関する情報及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
江川漁業協同組合	内水面における鳥獣被害情報及び有害鳥獣関連情報の提供を
	行う。
鳥獣保護管理員	鳥獣保護及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
江津市有害鳥獣捕獲班・江津市猟友会	有害鳥獣の捕獲及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
農業集落協定等を締結した地域代表者	本市のモデル地区となる取組を実施し、有害鳥獣関連情報の
(江津東部・西部・桜江地域)	提供を行う。
江津市農業再生協議会	農業の担い手支援に関する情報及び有害鳥獣関連情報の提供
	を行う。
浅利観光㈱	いのしし肉を利用し処理、加工販売を行う。
江津市農業委員会	農業全般の情報及び有害鳥獣関連情報の提供を行う。
江津市	事務局を担当し、協議会に関する運営・連絡調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県西部農林水産振興センター	有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・既存の江津市有害鳥獣捕獲班を中心に、江津市の農林水産業等への鳥獣による被害を軽減させるため鳥獣被害実施隊の設置している。捕獲時の現地確認等を主に行っている。規模は江津市有害鳥獣捕獲班員の約8割が実施隊となっている(60名程度)。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・鳥獣被害対策実施隊と防護柵の設置に取組む地域集落と連携し、効果的な取組を実施する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・関係機関等と有害鳥獣被害の情報の共有を図り、効果的かつ効率的な捕獲及び防護を図る。
- ・新たに食肉加工を取り組む場合は支援を行う。

・市民の生命又は身体に対する危害が発生することを防止するため、市民に対し注意喚起を行い、被害 防止活動支援を行うまた、実施隊及び捕獲班と連携し捕獲活動を行う。